

## 令和7年第4回健康福祉常任委員会会議録

1. 日 時 令和7年12月8日(月)
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
3. 議 題
- (1) 議案第 1 号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について
  - (2) 議案第 3 号 白井市保育所設置管理条例の一部を改正する条例の制定について
  - (3) 議案第 4 号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - (4) 議案第 5 号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - (5) 議案第 6 号 白井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - (6) 議案第 11 号 白井市老人福祉センター、白井市青少年女性センター及び白井市福祉作業所の指定管理者の指定について
  - (7) 議案第 16 号 令和7年度白井市一般会計補正予算(第8号)のうち健康福祉常任委員会が所掌する科目について
  - (8) 議案第 17 号 令和7年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第2号)について
  - (9) 議案第 18 号 白井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
  - (10) 議案第 19 号 白井市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
  - (11) 議案第 22 号 令和7年度白井市一般会計補正予算(第9号)のうち健康福祉常任委員会が所掌する科目について
  - (12) 議案第 23 号 令和7年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について
  - (13) 議案第 24 号 令和7年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第3号)について
  - (14) 議案第 25 号 令和7年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

(15) 閉会中の継続調査について

4. 出席委員 武藤美砂子 副委員長  
柴田圭子 委員・長谷川則夫 委員  
石田里美 委員  
伊藤仁 議長
5. 欠席委員 田中和八 委員長
6. 説明のための出席者

市執行部

市長	笠井喜久雄
福祉部長	金井早苗
健康子ども部長	池内一成
社会福祉課長	内藤篤司
障害福祉課長	石田典子
高齢者福祉課長	奥村敏直
子育て支援課長	相馬正樹
健康課長	竹内崇
保育課長	高瀬剛志
保険年金課長	萩原靖殖
総務課長	齊藤祐二
生涯学習課長	西口武雄
公共施設マネジメント課長	片桐啓

7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 松岡正純  
係長 會卓也  
主任主事 石井治夫

## 委員長の挨拶

○松岡正純議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ち、武藤副委員長より御挨拶をお願いいたします。

○武藤美砂子副委員長 皆様、おはようございます。本日は14議案ございます。慎重なる御審議をよろしくお願い申し上げます。また、長丁場になるかと思いますが、暑くなりましたらどうぞ上着を脱いでいただいて構いませんので、よろしくお願い申し上げます。

○松岡正純議会事務局長 ありがとうございます。

## 市長の挨拶

○松岡正純議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。武藤副委員長、代役よろしくをお願いいたします。

本日の健康福祉常任委員会では、議案第1号、議案第3号から議案第6号、議案第11号、議案第16号のうち、健康福祉常任委員会が所掌する科目、議案第17号から議案第19号、議案第22号のうち、健康福祉常任委員会が所掌する科目及び議案第23号から議案第25号の14議案について御審議をお願いするものでございます。

委員の皆様には深い御理解と慎重なる御審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。どうか武藤副委員長、よろしくをお願いいたします。

○松岡正純議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席をさせていただきます。

委員会会議につき、議事等につきましては、武藤副委員長をお願いいたします。

## 会議の経過

開会 午前10時00分

○武藤美砂子副委員長 本日は田中委員長が欠席のため、白井市議会委員会条例第12条第1項の規定により、委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を行うことになっておりますので、私が代わって委員長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

ただいまの出席委員は4名でございます。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しておりますので、健康福祉常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付の日程表のとおりでございます。

次に、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に達成いただきますようお願いいたします。また、発言は必ず挙手の上、委員長の指名に基づき行ってください。

これから日程に入ります。

(1) 議案第1号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について

○武藤美砂子副委員長 日程第1、議案第1号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないようお願いいたします。質疑ございますか。

石田委員。

石田委員。

○石田里美委員 それでは、今回、構成員の人数、13名から7名以内ということに変更になる中で、公共団体等の代表者、教育関係の職員を除くその背景から今回7人以内の構成員の中に学識研究者、そういった中に教育関係の方が含まれる予定になのでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 今回出している委員会の構成についてお答えさせていただきます。

これまで、白井市公立保育所の役割及び財政検討委員会という組織の中では委員13名という形で、学識経験を有する方、それから公共団体等の代表、教育機関の職員、それから市民、市の職員という形で組織のほうをしておりました。

今回提案させていただいている内容では、白井市保育施設運営事業者選定審査会のほうを組織したいと考えておまして、委員としては7名、それから、その構成メンバーとしては、学識経験を有する者、それから市民、市の職員という形になっております。学識経験の7人の内訳についてなんですけれども、まず、7人の内訳としては、保育幼児教育の知見を有する方であったりとか、保育施設の運営とか会計に知見を有する会計士の方、それから市民として、保育園の保護者の方、また、市の職員として、清水口保育園の園長であったりとか、それから今回、児童発達支援事業所というのを併設したいと考えておりますので、障害児等にも詳しい子ども発達センター長等を予定しているところになっております。

以前あった委員会との差というところで、公共的団体等の代表者とか教育機関の職員といったところがなくなっているところの御質問だったと思うんですけれども、今回、実際に清水口保育園を民営化するといったところの中では、プロポーザル方式を予定しておまして、教育機関の関係者等がプロポーザルの提案者になることの想定されますので、そうしたところは対象から外れているというようなどころがあります。

実際にプロポーザルを行う上では、保育の現場の知見を有するような方とかに見ていただいた上で、

一番市がやりたい清水口保育園の民営化に当たって必要な条件等をちゃんとクリアしているかというところを確認していただいた上で、民営化園となる事業者を選定していきたいと考えております。

以上であります。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑はございませんか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 これ根本委員が総括されていて、結構いろいろなことを聞かれていたと思うので、それと重複しない、それよりさらに加えてという感じで聞けたらと。まだ録画も放映されていないですし、メモでしか見ていないんですけど、まず、選定審査会で選ぶ場合、いつまでに、計画、スケジュールをお願いします。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 選定審査会のスケジュールについてお答えさせていただきます。

今回、議案のほうを通った後に、選定審査会の構成の委員さんについて、これから決定していくことを予定しているんですけども、その上で、来年のおよそ2月頃に、市のほうで案として固めた募集要項等の内容について、まず、委員の方々に見ていただきたいと考えております。その後、募集要項の内容が決定次第、プロポーザルのほうを始めさせていただきまして、事業者の募集を始めたいと思っております。この時期が大体3月頃というふうに考えております。

その上で、1次審査、2次審査という形で手続がありますので、1次審査の書類等が出てきた段階で、また、委員の方に、その提出状況とか提案内容を確認していただいた上で、およそ7月頃を予定しているんですけども、最終的に2次審査、プロポーザルという形で事業者を選考する作業をいたしまして、8月頃、夏頃には事業者を決定するような手続を考えております。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 スケジュールは分かりました。

それで、その構成メンバーで学識、市民、市の職員、この内訳、7人以内でどのような構成になさるおつもりでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 7人の構成の予定ということにはなってくるんですけども、御説明いたします。

実際には学識経験者が3名、市民の方が1名、市の職員の方が3名ということを用意しております。学識経験者については、大学等の保育幼児教育等の知見を有する方が2名、それから、保育施設の運営会計等詳しい方が1名、清水口保育園の保護者が1名、それから市の職員3名という形で予定しております。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 内訳は分かったんですけど、今回、保育みらいビジョン、白井の新しいビジョンが生まれて、そこに位置づけられていることですね。そうすると、見ていくと、全てインクルーシブであり、全てのことについて、この間の総括でも言っていましたけど、医療的ケアが必要な子どもも入れるしとか、全てを受け入れるというような書き方になっているんですが、これは民営化した場合に、基準とか保育士とか看護師とか、そういう配置とかを示させるんですか。このぐらいにしてくださいということをこちらから提示するんですか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 お答えいたします。民営化園における職員の配置というところですけども、まず、児童発達支援事業所を今回併設したいというところがありまして、そちらについては、その基準というところが国で示されているところもありますので、その要件を満たしているかといったところがあります。それから、保育所等においても、職員の配置人数等については基準によって決まるところがありますので、まず、その要件については、当然満たしていくというような形での条件になってきます。

そのほかに、今回の中では、インクルーシブ保育、それから医療的ケア児の受入れというところもありますので、看護師の配置についても、条件として付してプロポーザルをしていきたいと考えております。

以上でになります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 今まで医療的ケア児とか障害のあるお子さんなんかは、割と公立の保育園が引き受けていたところがあると思うんです。これを民営化で私立に移行することによって、保育士が足りないからというのが理由で公立で引き受けていたわけですから、それがちゃんと充足されるのかどうかというのはすごく、それこそ保護者にとっても不安なところだと思うんですけど、そこら辺はどのように見込まれていますか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 今回は清水口保育園が民営化園になるというところの中で、今まで公立でやってきた役割というのを、民営化園でも引き継いでいきたいというところが今回の手続でやりたいことの趣旨としてありますので、そこについては、まず、プロポーザルの条件としてちゃんと書き込んで、体制が整えられるようにやっていきたいと考えております。

実際、民営化してすぐの段階については、市の職員等もそちらに見に行ったりというようなことをしまして、まず、事業が安定的に運営できるようにサポートしながら進めていきたいと考えております。できるだけ今までの公立でやってきた機能というのは確保できるように、事業者と交渉しながら丁寧に進めていきたいと考えております。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 保育園の民営化というのは多分他市でも事例あると思うんですけども、このようなたくさんの機能を備えたような民営化を実現して、うまく運営しているところというのはありますか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 お答えします。事業所、民間の私立のほうでやっている事業所、たくさん多く調べ切れているわけではないですけども、実際に他市の私立の中でも児童発達支援事業所、障害のある子もない子も差別なく受け入れてやっているというような事業所というのは幾つかありまして、市のほうでも聞き取り等をさせていただいて、園を実際に見せていただいたりということもしております。

そうした他市の事例もありますので、白井市のほうでも、この内容をちゃんとできるのかということの意図かとは思いますが、そうした形で適切に、民営化園になってもインクルーシブ保育を実現できるように、市のほうも手放してしまうというわけではなくて、協力関係におきながら、保育を適切に実施していきたいと考えております。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 市のほうも関わりながらということなんですけど、いわゆる民営化ですよ。手放すことになりますよね。次の議案でも出てきますけど、そうなった場合に、市がちゃんとそのようにできているかどうか、関わっていくということは可能ですか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 お答えします。今回、公私連携型という形で、私立だけで運営するという形じゃなくて、市のほうも関わりながら事業の運営に携わっていくというところのやり方を取っていきたいと考えておりますので、主体としては私立園、民営化園のほうが、事業者として運営の主体となっていくんですけども、市のほうでもそこに関わりを持っていった丁寧な保育を実現していきたいと考えております。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 指定管理者みたいな感じもしますが、そういうようなのは要綱の中に全部入れ込んで、選定審査会の委員の中で諮ってもらおうということなんですか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 そういったことを考えております。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 じゃあ、今度、人数について伺います。総括質疑で100人ぐらい、定員は180人で、実際は120人ぐらいだから、私立のほう認定こども園への移行も見据えると100人程度でいいのでは

ないかということをおっしゃっていたと思うんですけど、私立が認定保育園に移行すると枠が拡大するところの、見込まれている私立が幾つで、枠が拡大するという意味はどういうことなのかをお願いします。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 民営化園での受入れの人数についてお答えいたします。総括質疑でも少しあったところであるんですけども、100名程度の受入れを考えているというところで、今、清水口保育園の定員が180名になっているんですけども、実際、入所の申込みとか、それから実際の保育士の確保というところの中で120名というようなところになっております。

そうしたところで、20名程度差がつくというところの御指摘かと思うんですけども、今後、私立幼稚園のほうで、認定こども園化という形で、今まで3歳以上の園児というところがあったんですけども、0歳から2歳児についての受入れということが可能になってきます。そういったところの中では、20名程度の受入れは可能と見込んでおりますので、清水口保育園のほうでは100名程度の受入れという体制を取っていけば、令和10年4月以降は可能であるというような見込みを立てているということになります。

お答えは以上になります。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 それでは、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○武藤美砂子副委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第1号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第3号 白井市保育所設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

○武藤美砂子副委員長 日程第2、議案第3号 白井市保育所設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑、ございますか。

石田委員。

○石田里美委員 名称の件なんですけど、白井市清水口保育園のほうを削るというふうになっておりますが、名前というのは、市民にとっても、預ける保護者の皆さんにとっても、名前というのはすごく重要性を持つところかなと思いますので、新しい選定された事業者が決定していくのかなとは思いますが、そういった名称について、市からの条件ではないですけど、どういうふうな感じとかというのは持たれているんですか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 お答えします。民営化園後の清水口保育園の名称についてということだと思いますが、実際、そこについては事業者が決定した後、調整を図っていきたいと考えております。清水口保育園という名称が市民が慣れ親しんだというところで、恐らく大きく変わらない名前とかを検討することにはなると思うんですけども、そこについては丁寧に、事業者と相談しながら決定していきたいというふうに考えております。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 石田委員。

○石田里美委員 ぜひ市も関与して、すてきな名前がつくように、そういうふうに考えます。よろしくお願いいたします。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑はございませんか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 これ、建物と土地別々にしている、建物は無償譲渡ということでしたよね。土地だけ売却するということになるんですけど、これ、無償譲渡にしたほうが、市の財政的な面とかも考えて有利だという判断になっているんでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 清水口保育園の土地と建物についての御質問だったと思います。現在、案というところにはなるんですけども、清水口保育園の土地と建物についての取扱いについては、まず、土地については有償の貸与というような形で貸し付けるようなことを考えております。

それから建物のほうにつきましては、もともと、この建物自体が築23年で、大分古いような建物になってきております。そうした中で、令和10年頃に長寿命化の工事というところを予定していたというところもありまして、市のほうで改修するとなるとお金が100%かかっていくところの中で、民営化園の話も出てきたところになるんですけども、そうしたところで建物の取扱いについては、他市町村の事例等を確認していったところ、無償での譲渡というところが多かったというところもありまして、市で改修するところを民営化園のほうでやっていただいたほうが、事業者の保育理念に合っ

た建物に変えられるというところもありましたので、一旦、案としては無償譲渡というようなところを考えております。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 備品もいっぱい備えてあると思うんですけど、そういうのはどうなるんでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 備品の話というところで、備品につきましても、一部精査はしていくところにはなるんですけども、大きいものと基本的なものについては、民営化園の事業者を引き継いでいくということを想定しております。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 民営化園にしたほうが財政的にも助かるというか、保育未来ビジョンに即したもので、どのくらい、ここをこういうふうに民営化することで財政的なメリットがあるんですか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬課長。

○高瀬剛志保育課長 民営化園にすることによる財政的な効果というところの中では、毎年度の事業の運営に当たりまして、およそなんですけども、3,000万から4,000万程度といったところで、財政的な効果が生まれてくると考えております。

それから、建物の改修といったところで、市でやる場合については、およそ100%市の負担というところになるところが、民営化園のほうで改修して、市のほうで補助を出すといったところに当たっては、国、県等の負担金というところもありまして、制度によって市の負担というのが4分の1程度から12分の1程度ということに、条件によって変わる場合が出てくるんですけども、市の負担が大幅に減るというところの中では、正確な数値を出すことが難しいところであるんですけども、大分、財政効果が出るものと考えております。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 ちょっと聞き取れなかったんですけど、国とか県の負担も補助、負担金もある。市の負担が4分の1からどのくらいとおっしゃいましたか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬課長。

○高瀬剛志保育課長 条件によっては12分の1になる場合もありまして、国の制度の補助を出す設計というのが年度によって変わるというところもありますので、そこを見据えながら対応していきたいと考えております。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 いや、無償で譲渡しちゃうから所有権も移転するわけですよ。それで補助を出す

ということですか。要は、そういう公的な施設を無償譲渡したけれども、それは保育園という役目を担っている建物だから、その建物の改修に対して補助を出すという考え方になるんですか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬課長。

○高瀬剛志保育課長 委員のお見込みのとおりとなります。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑ございませんか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 1号、3号と両方ともできるというのは、今、通園されている保護者なんです。委員には保護者は入るようですけど、こういう話はこういうふうにどんどん進めて、議案になってまで出てきている、未来ビジョンも出ている。そういう中で、通園させている保護者については、きちんと説明をするなり、方向性とかを示したりはもうされていますか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬課長。

○高瀬剛志保育課長 保護者への説明についてお答えいたします。今回、しろい保育みらいビジョンのほう、今年の9月につくったんですけれども、その策定に当たりましては、しろい保育みらいビジョンの案のほうを、保護者にも確認できるように周知を行いました。

それから、保護者の説明会というのを3回行ったとともに、説明会の動画をホームページにアップして、参加できない方も見られるような対応をしてみました。また、保育みらいビジョン決定後も、実際に決定した内容について、保護者の方に周知ということを行いましたので、一定の御理解をいただいているものと理解しております。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 その際に出された意見で、後ろ向きというか心配というか、そういうような意見というのは多かったでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 お答えします。今回、保護者からの意見というところの中で、心配の声はというところになるんですけども、実際に公立の保育園から民営化園に切り替わるといったところで、どうしてもその中の対応としてあるのは、職員というのは皆さん交代というような形になってきますので、そういったところの不安というのが多く寄せられた印象があります。

実際、毎年度の運営に当たりまして、クラス担当が変わったりというところはどうしても出てきますので、メンバーのチェンジというところはどうしても出てくる場所であるんですけども、全体的に職員が変わるといったところについての不安感というところでの意見が出てきましたので、そうしたところについては公私連携型の保育というようなところで丁寧にやっていきたいというところでも、市のほうとして説明をしております。民営化園になること自体について、大きく反対されるような意見はございませんでした。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○武藤美砂子副委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第3号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第4号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○武藤美砂子副委員長 日程第3、議案第4号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないよう、お願いいたします。質疑ございますか。

石田委員。

○石田里美委員 家庭的保育の対象児童の年齢が0歳から3歳未満、3歳の誕生日を迎えた3月31日までは可能となっていると思うんです。3歳以上を過ぎても、各市区町村においては、3歳を過ぎても受け入れ可能な場合もあるとなっていると思いますので、今回の案件の中も、そういったことも含まれての対象年齢になるのでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 お答えします。今回の改正については、そういった内容については、ここまでは出てきていない状況になります。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 石田委員。

○石田里美委員 あくまでも3歳未満ということ、分かりました。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 今回のこの条例の改正については、ポイントが健康診断のところと、あと地域限定保育士のところが大きいのかなと思っているんですけど、健康診断というか、これ、かなり緩くしているというような印象があるんですけど、ここについての意図はどういうことなんでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 お答えします。今回、家庭的保育事業等の事業者において、事業者が行うべき入所児の健康診断であったり、それから、年2回行う定期的な健康診断等において、その結果等の取扱いについて緩和されたような内容となっております。実際には、母子保健法のほうで行う乳児等に対する健康診査、1歳6か月健診とか3歳児健診とかがあるんですけども、そういった健診結果のほうを使えるというような緩和となっております。実際に、健康診断の結果に基づいて入所が決定するとか、そういったものではありませんので、乳児等の健康状態を確認するための手続といったところの中で、家庭的保育事業者等の負担が減るように、そういった健診結果が使えるように緩和されるものとなっております。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 市内は、該当は何か所ぐらいありますか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 市内には、小規模保育A型が3事業所となります。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 次が地域限定保育士、これもまたよく分からないなあと。総括の質疑でも出ていましたけど、趣旨としては、国の厚労省の行っている保育士の試験で受かる人だけではとても賄い切れないので、地域でも保育士が養成できる、採用できるようにしようというのが趣旨なのかなと思っているんですけど、千葉県の場合は、これ具体的には実習を省くとか、よく書き留めきれていないんですけど、もう1回、地域限定保育士になるための、どういうことをすればいいのかということをお尋ねします。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 地域限定保育士についてお答えいたします。実際、保育士になるための手続というところの中では、通常、専門学校等、大学等を通して保育士になるということが一般的に多い状況となっております。それ以外に、まず、今、行われているのが、保育士の試験というのが、厚生労働省管轄の試験、前期、後期と年2回行われておまして、その中では筆記試験、実技試験というところがあります。実際に、保育士試験の合格率というのが大体20%から30%と言われておまして、

結構難しい試験というところになっております。

今回、地域限定保育士というところが一般制度化されました。これについては、実際、これまでは国家戦略特別区域法というところの中で、一部自治体において、地域限定の保育士という形で保育士試験を実施できるような制度があったんですけども、それが今回の法律の改正で一般制度化されたところになりまして、都道府県単位で追加で試験を実施できるというようなイメージになってきます。

そういったところの中で、一部緩和されているところが、実技試験で講習を受ければ、そこが免除されるというような制度がありまして、合格しやすくなり、各保育所等のほうで保育士を確保しやすくなるというようなところが意図としてあります。今回、制度が改正されて、千葉県の方では来年度、実施に向けた検討中ということで状況をお伺いしているんですけども、来年度以降、そうした地域限定保育士で受かれた方がいれば、それ以降に保育園での採用が増えていくのではないかと考えております。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 すごく整理できました。今までの国家戦略特区で限られた自治体が行っていたということですが、千葉県はその中に入っていなかったということですね。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 成田市のほうが入ってございました。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 県単位じゃなくて、自治体でも手を挙げればオーケーだったということですね。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 自治体のほうで条件をクリアしていれば、オーケーだったという形になります。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 緩和された部分として、実技は講習を受ければ免除というところなんですけど、これは説明があったような気がしたんですけど、実技を免除というのが、講習を受ければ免除というのが意味がよく分からないというか、実際に子どもを扱う職業なので、実技を免除して講習、実際に扱うということをしなくて講習だけで、それが緩和として果たして保育士として勤めるのにいい結果になるのかなというのが疑問だったんですけど、そこについては、どうでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 千葉県の方ではこれから実施していくというところで、具体的な中身についてはこちらも把握していないところがあります。実際に保育の現場というところでの視点ということ

の御質問かとは思いますが、そういったところについて、講習を受けることによって保育の実態とかやり方というのを確認した上で、保育士としての資格を与えていくというような制度と理解しております。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 成田市が行っているということですが、実際、どんな感じで進んでいるかとかは把握されていますか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 成田市の事例について、詳しいところまで把握しておりません。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑はございますか。

石田委員。

○石田里美委員 地域連携福祉で国家戦略特区に限られていた、そういう地域限定福祉が全国に拡大されて、登録後、3年経過し、一定の勤務経験を積めば、通常の保育士として登録を受けられるというふうになっていると思うんですけど、先ほどの講習等を受けたらと今、おっしゃっていましたが、それと同じような感じで、この条件を満たせば、保育士としても受け入れるということで、よろしいですか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 保育士の資格としての取扱いの御質問かと思えます。今回、仮に千葉県の方、地域限定保育士の試験を受けて合格したということになった場合については、まず、千葉県内で3年間働けるというような資格になってきます。3年間経過後は全国の保育園等で働けるという形の登録になりますので、どこでも働けるようになります。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 石田委員。

○石田里美委員 これは、あくまでも千葉県で3年間の勤務経験ということですね。分かりました。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 さっきの健康診断のほうもう1回戻ります。これ、たしか総括で出ていたのかな。小規模事業所、A型は3か所あるということだったんですけど、そこで園医がいたりとか、そういうことはあるんですか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 小規模保育の園医の話かと思うんですけども、小規模保育事業者については嘱託員の配置というところが求められておりますので、園医のほう、配置されているという形になります。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そうすると、健康診断は緩和されるけれども、嘱託医が行う場合も、それもありませんか、それもありだよという、要は幅が緩和されて広がったというふうに理解していいですか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 お見込みのとおりです。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 それでは、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○武藤美砂子副委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第4号は原案のとおり可決されました。

(4) 議案第5号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

○武藤美砂子副委員長 日程第4、議案第5号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないようお願いいたします。質疑ございますか。

石田委員。

○石田里美委員 虐待等の禁止の改正において、虐待ということはなかなか難しいと思うんですけど、監視体制というんでしょうか、プライバシー等いろいろ関わってくるとは思うんですけど、虐待防止という観点から、監視体制についてお伺いします。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 虐待の監視体制というところで、実際に虐待が起こらないようにとか起こった

ときの対応というところについてお答えをさせていただきます。

今回の法律の改正に当たっては、保育所等の職員による虐待があった場合の通報義務等が創設されたような形になりまして、ここの条文では直接は出てこないんですけども、児童福祉法の第33条の10というところが改正されて、2項、3項等が追加されて、そういったところの規定があったところになります。

虐待等が起こった場合については、まず、それを発見した職員等から各関係する行政機関のほうに報告するような義務というところが設けられておりまして、市役所のほうでも、もしそういった保育所等における虐待等が、通報があった際には、実際の虐待の状況を事実確認、立入調査等を行いまして、対応していくような形になります。実際にそれが虐待というふうに認定された場合においては、事業者等への指導等を行って、今後、そういったことが起こらないようなフォローアップ等をしていくような体制を取っております。

実際に、虐待といっても、急に虐待が起こるといふようなところよりは不適切な保育、言動とか行動とか、そういった児童を怒るようなところが最終的に虐待につながってってしまうということもありますので、そういった不適切な保育というのを防止するように、市のほうでは令和4年度に公立私立連携して不適切保育のチェックリスト等を作成したということも実施しております。そういったところの取組の中で、普段の保育をしていく中で、ちゃんと気をつけていかないといけないといったところをチェックしながら適正な保育を実施していくというところを、公立だけじゃなく私立の中でも虐待が起こらないような対策というのを取っていくところになります。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 石田委員。

○石田里美委員 あくまでも聞き取り調査、現状確認ということだと思うんですけど、この先、例えば、防犯カメラというんですか、カメラとかそういったような体制は、今のところは考えていないということでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 防犯カメラについてお答えします。実際、防犯カメラの設置については、プライバシーの問題というところもあり、私立保育園の中でもやっている保育園とやっていない保育園というところがあります。今後、そうしたところで、実際の行動とか言動というところが確認できないと判断が難しいというところの中では、今後検討していく材料の一つにはなってくるかなとは思いますが、今時点においては、そういったところでやれている保育園、やっていない保育園があるというのが現状になります。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 石田委員。

○石田里美委員 そういう虐待がないように、いわゆる従事者、職員に対しての指導強化をお願いし

たいと思います。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○武藤美砂子副委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第5号は原案のとおり可決されました。

(5) 議案第6号 白井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○武藤美砂子副委員長 日程第5、議案第6号 白井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○武藤美砂子副委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第6号は原案のとおり可決されました。

(6) 議案第11号 白井市老人福祉センター、白井市青少年女性センター及び白井市福祉作業所の指定管理者の指定について

○武藤美砂子副委員長 日程第6、議案第11号 白井市老人福祉センター、白井市青少年女性センター及び白井市福祉作業所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないよう、お願いいたします。質疑ございますか。

石田委員。

○石田里美委員 この基準にありましたように、最低評価基準を390点を上回っていたということで、今回、指定管理者の候補として社会福祉協議会を担っておりますが、その評価の点数は、ここでいただいた点数を申し上げていかどうか判断は難しいですので、その点数は控えさせていただきますけど、555.6点、550.6という評価を社協が受けておりますが、その中で満点が780、委員は6名、評価の仕方が、満点を取っているという項目が1から15まである中で、ないところが現状ですけど、この点数の中から380点を下回っていなかったということで決定ということですけど、项目的に言っても、1から15ある中で、例えば、5の項目の緊急時の対応についてというところが一番最低の、最低ではないですね、31点という評価を受けているんですけど、こういった一番大事な項目等の今後、指定管理化した後に、満点をいただけるような指導、強化を求めていく予定になっているのでしょうか。評価だけで決まったというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 片桐公共施設マネジメント課長。

○片桐 啓公共施設マネジメント課長 この評価点数につきましては、基準に基づいてつけていきますので、当然事前に明示した基準で、それをクリアできていれば選定基準を満たしているというようなことになろうかと思えます。

それぞれ、全体で先ほどおっしゃっていただいた390点を超えていればいいんですけども、一個一個の審査の中間点は超えた形になるかと考えております。運営の中で当然支障があれば、そういったことは伝えていきたいと思えます。

○武藤美砂子副委員長 石田委員。

○石田里美委員 総合的な管理という観点から見ているところで、例えば一つ、一番分かりやすい衛生管理の面において、老人福祉センターの中になるんですけど、お風呂の例えば感染症等の観点から、管理体制というのが新しくお風呂ができた後、こういった管理体制になっていますでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 お答えいたします。福祉センターにつきましては、青少年女性センター

と老人福祉センター、それから福祉作業所という、3施設一体として管理している施設になりますが、それぞれの施設の衛生管理につきましては、細かい基準とかはお示しできなくて申し訳ないんですけど、3施設をきちんと指定管理者のほうで、管理を行っているところでございます。

基本的には、取組としましては、館内の定期巡回を行っています。浴場につきましても、安全利用のための定時巡回を実施しています。それから、衛生管理につきましては、用務員の清掃、必要に応じて換気や消毒による衛生管理などを実施しております。あと、トイレ、浴場の緊急通報などの動作確認や、職員による点検チェックリストを使い確認しているところでございます。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 石田委員。

○石田里美委員 実際に福祉センターのほうでは、週1回の清掃だと答えておりましたが、せんだって福祉センターのほうに行ってきましたけど、巡回型でやっているのでも週1回の管理でいいとおっしゃっていましたので、担当はシルバー人材センターだということでしたので、週1回が徹底してあるかどうかの判断は私もできないところですけど、衛生管理上においては、きちっと管理していただけたらと思います。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 これまで指定期間が5年間ずつだったのが今回、3年になっているんですけど、その理由は。

○武藤美砂子副委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 福祉センターにつきましては建設から37年経過しておりまして、市が策定した公共施設個別計画というものがございまして、こちらについては現在、見直しを行っているところですが、こちらの現計画のほうで、令和11年度に長寿命化工事が予定されております。工事期間中は原則、施設は閉鎖し、指定管理は置かないようになるため、指定管理期間を通常5年のところ、3年としているところでございます。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 今年度中に個別計画、長寿命化計画見直し中ということなんですけども、じゃあ、もうそれは決定したんですね。11年からこの施設については長寿命化計画の中の改修に入るといふことは決まったんですか。

○武藤美砂子副委員長 片桐公共施設マネジメント課長。

○片桐 啓公共施設マネジメント課長 公共施設等総合管理計画と併せて個別施設計画の見直しも行われていますので、現時点では具体的にどうするかというのは決まっています。この計画で示す考え方とか方針に基づいて検討していくといった形です。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 まだ完成していないけれども、何に基づいて検討していくんですか。もう一回、このところ、よく分からなかった。

○武藤美砂子副委員長 片桐公共施設マネジメント課長。

○片桐 啓公共施設マネジメント課長 公共施設の総合管理計画の中で施設の更新、もろもろ長寿命化も含めた長寿命化工事、維持管理だけじゃなくて、いろいろな方針の考え方も示しますので、それに基づいて検討していくということになるかと思います。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 検討していく期間は令和11年度から始まるから、その間はもう閉鎖してしまうということじゃないですよ。そこまでに計画、どのようにするかというのが決まっていなくて、はっきりここで11年の3月31日までと指定期間が決まっているので、それ以降の動きというのが目に見えているから、この期間にしたのかなと思ったんです。そういう解釈で、ここからが大規模改修に入るんだということよろしいんですよ。

○武藤美砂子副委員長 片桐公共施設マネジメント課長。

○片桐 啓公共施設マネジメント課長 現行計画で、まだ現在、見直しの段階で決まっていなくて、現在は現行計画に合わせて指定管理期間を設けるしかないということで3年とさせていただきました。ですので、現時点で令和11年に長寿命化工事をやるのか、違う方法があるのかといったことは今、見直している計画の中で考え方を示しますので、そこで検討していきたいと考えております。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 やっぱりあまりちゃんとよく分かっていないような気がします。ここで考えていきたいというと、指定管理者、切っちゃって大丈夫なのかなというのが思ったりするんですけど、そこは大丈夫。もしそこでまた違うような計画になった場合は、改めて指定管理者の期間を延期するとか、そういうような手続を取るということなんですか。

○武藤美砂子副委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 おっしゃるとおりでございます。

○武藤美砂子副委員長 ほかに。柴田委員。

○柴田圭子委員 今までは社会福祉協議会の1社指名だったんですけど、今回公募としました。公募とした理由、総括で出ていたかな。出ていたらすいません、もう1回お願いします。

○武藤美砂子副委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 公募とした理由につきましては、まず、前回まで1者指定とした理由としては、市の公の施設の指定管理者制度導入に関する指針の中で、指定管理者の募集というのは原則

公募という形になっております。しかし、地域の活力を積極的に活用した管理運営を行うことにより、サービスの向上や効率化、または地域の活性化が図れるなど、事業効果が期待できる場合は非公募でできることとされております。

白井福祉センターにつきましては、3施設の合同施設であり、特に福祉作業所を含めた運営を担える団体が限られる、そういう判断の下、これまでは非公募としてきたところですが。しかしながら、現在、福祉作業所は障害福祉サービスの就労継続支援B型事業所として位置づけられておりまして、この事業を運営する民間事業者のほうも増えてきていることも踏まえまして、公募としたものになります。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 B型作業所だけを切り離して民間に委託するという考え方だったということですか。それとも、B型の作業所を運営している事業者が増えているから、その事業者がほかの青少年福祉センターとか老人福祉センターのほうも担ってもらえるんじゃないかという思惑で公募にしたんですか。どういう考え方でしょう。

○武藤美砂子副委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 まず、原則公募というところがありまして、これまで非公募としてきた理由としては、3施設の複合施設ということで、なかなか当初は運営を担える団体があまりなかったというところで非公募の1社指定としていたところですが。現在ではこういった形でも事業を運営できる民間事業者のほうが増えてきているというところで、今回から公募に切り替えたということになります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 B型作業所だけを切り離して民営化、公募にして、ほかは1社指名ということではなく、結局3施設一体の公募ということですね、説明を聞いていると。そうですか。1社来たけれども、マンパワーの問題で申し込まれるに至らなかったということで、結局、申し込んできたのは1社だけだった。結果的にはそういうことだったということですよね。

○武藤美砂子副委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 今、おっしゃられたとおりでございます。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 評価点表をつくってみました。平成27年のと令和2年のと、今回のと、総合点が、総評価点数が変わっているのではとも言えないところはあるんですが、要は、どのぐらいの評価を受けているのかなというのを見てみたんですけど、一番最初の平成27年のときのが、全体の得点のパーセンテージが70%を超えていて結構いいんですけど、次が60%台に落ちてきて、今回が一番低くて

63%という、これは総点に対する得点のパーセンテージです。

だからちょっとずつ、評価はされているけれども、中身においての相対的な評価が下がっているのかなという気がするんですけど、今回、特にこういう工夫をしますとか、こういうふうに頑張っていますというところという、評価をされた部分というのはあったんでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 今回、指定管理者のほうで、新たに独自性のある事業として、提案されたところが、指定管理者として長年培ってきたノウハウを生かした事業取り組みということで、特に福祉センターを多世代交流や居場所、集いの場として生かせる催し事や事業に取り組み、3施設連携で取り組む、キノコ栽培プロジェクト、福祉センターのロビーを活用した触れ合いカフェなど、独自性のある事業提案をしております、それが評価に反映した部分はあるかなと思っております。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○武藤美砂子副委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第11号は原案のとおり可決されました。

○武藤美砂子副委員長 ここで休憩を取りたいと思います。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

(7) 議案第18号 白井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○武藤美砂子副委員長 日程第7、議案第18号 白井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 乳児等通園支援事業の施設に関する条例、新たな条例の制定なのできちんと見ていかなくちやいけないのかなと思っているんですけど、まず、7年度中に、これは8年度からですよ。7年度中に整える体制はどのようなスケジュールになっているのでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 乳児等通園支援事業、いわゆる子ども誰でも通園制度の事業になるんですけども、そのスケジュールについてお答えいたします。

今回、条例として提案させていただいているものが、議案第18号と19号という形で、基準条例と呼ばれる運営に当たっての基準を定める条例がありまして、条例が議決された後、実際に事業者と相談を行って、子ども誰でも通園制度が実施できる体制を構築していく必要があります。細かいところになりますと、事業者と運営基準等は満たしているかといったようなところを確認した上で、事業者のほうで事業が行えるように、認可という形で決定をしていきます。

それからまた、その事業を使う市民からは申込みというような形で手続等を踏まえて、来年の令和8年4月から、誰でも通園制度が使えるような体制を整えていきたいと考えております。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 これ、誰でも、いつでもということで、システム的なものを構築することになるんですか。公共施設の予約システムみたいな、ああいうような感じで受入れを確定させるんですか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 この事業を使うに当たってのシステムのことについてお答えをさせていただきます。誰でも通園制度については、国のほうで、実際に予約枠の管理だったり申込み等を管理するようなシステムを準備しておりますので、そのシステムを使って事業の運営をしていきたいと考えております。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 本当に誰でもという、ネットで予約すればオーケーという感じになるイメージでよろしいですか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 この事業の利用できる対象者というところにつきましては、6か月から2歳児が、対象の児童というところで、さらに保育園等を通っていない児童というところになりますので、その条件を満たしているかというところの確認を市のほうで行うという作業が間に入るような形にな

りまして、その上で、条件を満たしている方がシステムで予約して使っていただくというような手続になります。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そうすると、一度は市を通すという、直接もういきなり民間の事業者に行くんじゃなくて、必ず市を通して資格要件の確認をして、オーケーをもらったら、そのシステム上から登録することができるようになるということを考えていらっしゃるということですか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 これから細かいところについては詰めていくところはあるんですけども、おおよそお見込みのとおりとなります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 例えば里帰りをしている人が使いたいとか、そういう地域外の利用というのは、どういうふうに考えているんですか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 制度上、住んでいる市町村にとらわれない制度という形になっておりますので、実際、市外の方も使えるというところにはなってくるんですけども、細かい運営のルールとかはこれから詰めていきたいと考えております。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 ということは、里帰りした先でまた申出をすれば使える。これは自治体によって対応が違うということですね、そうなる。今伺っていると。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 市民の方であれば、市のほうで状況を把握しているというところがあるんですけども、市外の方といったところで、条件等が満たしているのかといったところがすぐに分からない場合もありますので、そういった確認を取った上で利用できるというような事業になっています。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 それは白井市に限らず、全国一律でそういうふうな方式になりますよということですか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 お見込みのとおりです。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そうすると、お隣の印西、広域というところで相互利用みたいなことは視野に入っているのでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 今、それぞれの自治体で、この事業を運営できる体制を整えているというところになりますので、相互利用というようなところはそれぞれの市町村で体制を整えて、市民の方が市町村にこだわらず、ほかのお隣の市でも使えるような制度になっているというものになります。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 現行、既に一時預かり制度というのがありますよね。そこはどういうふうに、兼ね合いというか、どのように部分になっていくんでしょうか。一時預かりというのは、今後制度的にはどうなるんでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 一時預かり事業、市では一時保育事業と言っているんですけども、そこと誰でも通園制度との違いの部分の話かと思います。

一時預かり事業については、保護者の就労とかりフレッシュとか、そういったものを対象に、保護者に対して必要な保育を提供するようなイメージになってくるんですけども、子ども誰でも通園制度につきましても、家庭にいるだけでは得られないような集団保育等の体験の経験を通じて、子どもが成長していくように子どもの育ちを応援するものという形になりますので、それぞれで事業の目的がちよっと違うというところの中で、似たような事業にはなっているんですけども、それぞれ両方とも行っていくようなことを予定しております。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そこはよく分かりました。目的が違うから、それぞれでやっていくということですね。

一時は預かり事業というのは、人員配置基準というのは緩いのかなと思うんですけど、こちらの子ども誰でも通園制度の配置基準みたいなのは、保育士なんかはどのようにになりますか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 一時預かり事業と誰でも通園制度の職員の配置の部分だったかと思います。保育所、通常の保育の中での保育園の運営においても、一時預かりにおいても、誰でも通園制度においても同じような配置基準という形になっておりますので、状況は変わらないというふうに御理解いただければと思います。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 同じ配置基準だということで確認できました。そうすると、保育士の配置基準は、白井市内の保育所はみんなクリアしていると考えていいんでしょうか。現状。これ、さらに子ども誰でも通園制度ってさらなる保育士が必要とされていて、今、ただでさえ足りないという、先ほどの議

案でもそういう話が出ていましたけど、子ども誰でも通園制度で必要とされる保育士の確保ができるんだらうかという、まず、そこが一番心配かなと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 事業実施に当たっての、保育士の確保についてお答えさせていただきます。

誰でも通園制度については、条例の中で一般型、余裕活用型に区分が分かれて制度設計がされているんですけども、余裕活用型につきましては、今、保育所で行っている保育の空き枠を利用して、そこに誰でも通園制度の子どもを入れるということができるようになっておりまして、実際にそういった形で、私立のほうでできないのかといったところの相談等も今、行っているようなところがあります。

それから、一般型のほうにつきましては、誰でも通園制度用に部屋を確保して行うというようなところになっております。実際にそうした形での実施が公立等でできないかということも含めて、人員の確保というところがすごく今、ネックになっているところはあるんですけども、事業の実施に当たって、会計年度を含めて保育士の確保をしながら事業を実施していきたいと考えております。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 子ども誰でも通園制度って市内の公立私立問わず、保育所とか幼稚園とか全てがスタートしなきゃいけない事業なんですか、次年度から。それとも手挙げ方式ですか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 子ども誰でも通園制度につきましては、令和8年度から全国の自治体で開始を予定している事業になります。なので、保育士がいないからやらないというわけではなく、全国で実施していくという形で、なかなか人材の確保というところでは厳しい面はあるんですけども、スムーズスタートから実施していきたいと考えております。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 来年4月から実施するに当たり、さっき伺ったのは、全部、全園、全保育所等が誰でも通園制度という制度を組み込んで、余裕型とか一般型とか、とにかくそういうふうに設定をして整えて、受け入れられるようにしなきゃいけないんですか。それとも、準備ができていないところは先送りでもいいんですかという質問です。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 お答えします。全ての園でやらなければいけないというよりは、各自治体ごとでやらないといけないというような制度になっておりますので、市のほうでも、私立の保育園等と相談しながらやれる園を確保して行って、誰でも通園制度を使う児童を受け入れられるような体制を整えていきたいと考えております。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 なるほど。そうすると、まだどこがそれをやりますよというのが決まっていない、今は打診中というところと、聞いていることでよろしいですか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 お見込みのとおりとなります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そうしましたら、それぞれの園、保育士、いろいろ意見があると思うんですけど、この制度に対して、現場の保育士の意見とかは聞いていらっしゃいますか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 お答えします。今、公立も含めて打合せを何回もやっているところなんですけれども、実際、現場としても通常の保育だけでも保育士の確保が難しいといったところの中で、なかなか厳しいというところはあるんですけども、できるだけ子ども誰でも通園制度を全国で実施するというところの中で、市としても体制を整えないといけないというところで、相談しながら御理解いただいて、人員の確保を図りながらやっていきたいというところを今検討している状況になります。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そうすると、私立のほうで無理ですになった場合は、もう何が何でも公立でやらなくちゃいけないという状況になりますね。大変ですね。

さっきの配置基準をクリアしていますかということ伺ったんですけど、一時預かりで、いわゆる保育所とは緩和されていたりしませんか。ちょっと調べたら、保育所の基準と一時預かりの基準は違いますなんて出てきたんですけど、もし出てきているんだったら、子ども誰でものほうは緩和されているほうに合わせられるのかなあとって質問したんですけど。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 基本的な考え方は、定員の配置については一緒と御理解いただければ可能なんですけども、実際、一時預かりについては、申込みの状況によって少し緩和して多く受け入れるということも可能だったりもしますので、そういったところでの対応となります。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 基本的な考え方としては、保育所の配置基準を前提として考えていきたいと考えております。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 これは子ども誰でも通園制度をやりますかということで公募する、どういう決め方をするんですか。うちはやりますという手挙げ方式か、あるいは全く市内でない民間の事業者が参入をすることも可能なのかとか、そこら辺はどうなっていますか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 事業者の参入についてお答えをさせていただきます。実際は今回、定める条例、18号、19号とあるんですけども、設備、運営の基準であつたりとか、それから給付をする上で、事業者の確認作業等があるんですけども、事業者のほうでちゃんと運営の体制が整えられるかというところを満たしていれば、今ある市内事業所だけでなく参入自体はできるというような制度になっております。とはいえ、場所と、それから人材の確保というところもありますので、基本的には今、市内にある保育所等というところが基本になるかと考えております。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 どういうふうに決めていくんですか。やっぱり打診して話合いの結果、じゃあ、あなたが、という感じの決め方になるんですか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 事業者を選定する上でのやり方という話かと思います。実際、市内の保育園と幼稚園について、こういった誰でも通園制度が始まるということで、制度の概要のお話ですとかアンケート等を通して、まず、手を挙げていただけそうな事業者を出していただいているようなところがあります。これから実施に当たって、詳細な内容については詰めていくところはあるんですけども、市内で一定数は確保できるように進めていきたいというふうに考えております。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 今、選定という言葉を使ってしまったんですけども、実際は認可の基準を満たしていれば、全てオーケーするようなイメージになってきます。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑ございますか。ほかに質疑ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 今度は、条文ごとに見ていたので、そこから聞かせていただきます。

第7条、安全計画の策定というのがあります。これ、現行の保育所とか幼稚園が手上げをする可能性も多いと思いますけども、安全計画の中身自体は現行保育所や幼稚園のものをそのまま使えることになるのかどうか、また、別に制定しなくちゃいけないのかというのは分かりますか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 第7条の安全計画の策定についてお答えいたします。保育園については、通常保育のほかに一時預かり事業だったりとか、今回の誰でも通園制度だったりというように複数の事業を実施しているんですけども、基本的にはその事業ごとに安全計画は策定する形になっております。

ただ、同じような保育を行っているというところの中では、内容的には同じような形になってくると認識しております。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 15条、食事の提供は実費とするとありますけど、これ、次の議案で聞いてもいいんですけど、これは、要は、多分一般型というのは難しいのかなと、余裕型になるのかなという気もするんですけど、これ提供の仕方というのは、それぞれ保育所にお任せでその実費をいただくという形になるんですか。それは保育所に出しているメニューと同じになるとか、そういうようなことまで考えているんですか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 15条、食事についての御質問だったかと思います。保育所ごとに判断するのかということになってくるんですけども、保育所のほうで出している食事、給食のほうで対応できる場合はそれを出すということになってくるかと思います。実際、白井市内のほうでも外国人の方とかが増えていたりとか、それからアレルギーの問題等もありますので、児童によって食事が取れるかどうかというところの判断も出てくるかと思います。そうした場合はお弁当を持参していただくとか、そういった対応もありますので、事業者ごとに判断するということもありますし、対象となる児童ごとに判断するケースも出てきますので、そういったところで適切な判断をそれぞれで行っていくというような認識をしていただければと思います。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 20条以降で、一般型と余裕活用型ということがずっと続いているんですけど、現実問題、さっき言いましたけど、一般型というのはちゃんと場所と人材を確保していないと開けないという理解でよかったですか。そうすると、現実問題、それは難しいのかなと思いますけど、そういう理解でよろしいですか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 一般型と余裕活用型についてお答えします。余裕活用型のほうが、今いる在園児の空き枠があった場合ということになりますので、そちらのほうが対応しやすいケースがあると思っております。ただ、公立、私立を問わず、結構、保育園のほうがいっぱいということもありますので、一部については、一般型での体制を整えることについても今、検討しているような状況があります。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 それって建物をまたどこかに確保するという意味ですよ。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 建物の確保についてお答えします。一般型でできそうなところで、公立ででき

ないかというところは検討しております、検討の内容としては、空いている空き教室だったりとか、それか、ほかの事業と併用するような形でサービスを展開できるということもありますので、人員の配置基準等を踏まえて、事業を一緒にできるようなところでの一般型の実施というのを今、検討中というような形になります。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そうするとそこら辺、あそこを使うのかなあというのは何となく思い浮かびますけど、21条が設置の基準、これ総括質疑で乳児室の面積は、1人につき国の基準よりも広く3.3平方メートルを取っていますというお答えだったと思います。満2歳以上の幼児については、これ子どもだから2歳まで、2歳までだからいいんですよね、1.98平米となっているけれども、これは、国基準と同じですか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 国の基準と一緒にあります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 今度は22条、職員のことを聞きます。保育士と、地域限定保育士のほかに、市町が行う研修を修了した者を置くってあるんですけども、市町が行う研修を修了した者というのは、資格がなくてもそういうふうに研修をしたらいいですよということになりますか。そうすると、今もそういう人が保育士として働いてということになるのかと思いますけど、ここはどうなのでしょう。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 保育士の資格のところ、今回、第22条の職員のところで市長が行う研修というところありましたので、そういった資格の部分の御質問だったかと思います。

実際に、今、保育園のほうでは、保育士のほかに保育補助という形で、保育士の資格を持っていない方も補助という形で入っていたりということがあります。それから、県等で行っている子育て支援員の研修があつたりしますので、そういった研修を受講された方ということも職員の対象になってくるというところがありまして、そうしたところの活用も視野に入れて体制を整えるというような形になります。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 分かりました。委員長。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 ごめんなさい。最初に戻って、ネットとかで申込み、予約するようになるのとすると、例えば熱が出ていても1時間預けちゃえとか、そういうようなのというのは分からないじゃないですか。そういう時というのは、どういうふうには分かるようにするんですかね。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 子どもが病気になったときの御質問かと思えます。予約を入れていても、それこそ前日とか当日に急に病気になってしまうというところがありますので、そうしたときには、子ども誰でも通園制度をやっているときであれば、平日とかであれば、電話等で連絡をいただければ対応できますし、あと、直前でなければキャンセルというような登録もできますので、そうしたところで対応していくことになるかと想定しております。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 熱が出ていましても気がつかないで連れてきてしまいましたというのもあると思うんです。そういうようなときの対応というのは、保育所と同じように熱が出ていました、大変ですというふうに保護者に連絡をすとか、そういう体制、あと、感染する病気だったりした場合というのは大変じゃないですか。たとえ1時間であっても預かってしまうと。そういうことに対する危機管理体制みたいなのは保育所以上に心配かなと、裏が取れないというか、保護者の任意になってしまうので、そこら辺どうなのかなと気になりますが、どうでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 実際に、保護者からの申出がないと判断しづらいというところは出てくるかと思えます。ただ、保育士のほうでも子どもの様子を見て、熱とか咳とか、そういった症状が確認できるようであれば、当然保護者に連絡して、保育の提供の実施を中断したりとか、それから一時的には少し隔離じゃないですけど、場所を離して保育をするというようなところも、対応としては出てくるかは想定しておりますけれども、適切に運営できるようにしていきたいと考えております。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 一時預かりとは違って、子育てを応援するという意味もある、意味の違う制度だと思うんですけど、そうした場合、保護者も1時間でも2時間でも、子育ての場にいたいということで、保護者共々参加ということもあるんでしょうか。そうした場合の費用はどうなるのか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 誰でも通園制度について、保護者も一緒にその場にいるということもできるようになっております。

以上になります。〔「費用」と言う者あり〕費用についても同じ値段です。以上です。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 それでは、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○武藤美砂子副委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第18号は原案のとおり可決されました。

(8) 議案第19号 白井市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○武藤美砂子副委員長 日程第8、議案第19号 白井市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 今度は運営のほうに関する基準を定める条例の制定ということで、いろいろいっぱい書いてある中で、多分他市で今年、試行的にやっている自治体もあると思うんですけども、他市の事例を参考にしながらだと思うんですけど、いくらぐらいもらう予定なんですか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 保護者の負担額についてかと思しますので、お答えさせていただきます。現時点では、金額のほう为国から示されていない状況で未定というところになっているんですけども、令和7年度で行っている事業では、1時間当たり300円となっております。恐らく金額の変更ないものと想定しております、300円になるかと考えております。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そうすると国とか県からの給付というのか、何になるんでしょうか、それからも助成が入ってくると思うんですけど、どういうふうな感じでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 今回の誰でも通園制度の事業を実施するに当たっての国、県等の負担のお話かと思います。

今回、乳児等そのための支援給付費という形で、実際に事業を実施した場合については、事業者の

ほうに払う給付というのがありまして、そちらもまだ現在、国のほうで令和8年度以降の実施について未定という形になっているんですけども、令和7年度の事業においては、ゼロ歳児の場合に1,300円、1歳児の場合に1,100円、2歳児の場合に900円というので、1時間当たりの給付の単価が示されているようなところになります。

その給付に対して、国が4分の3、県、市が8分の1の負担という形で示されております。それ以外に、さらに保護者の負担額というのがプラスして事業者のほうに入ってくるようなイメージになってきます。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 今度は条文の中の第29条、地域との連携というのがあるんです。地域との連携というのはどういうことを想定しているのかということをお伺いします。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 第29条地域との連携についての実際に想定しているものという御質問だったかと思えます。現時点において細かいところの取組というのは想定していないところはあるんですけども、地域住民、自治会と連携してとか、そういったことを想定しているものと認識しております。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 今、保育所とか私立の幼稚園とかも、そういう地域との連携というようなこと、何かあるんですか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 今、保育園等で行っている地域との連携についての御質問だったと思うんですけども、保育ボランティアだったりとか読み聞かせだったりとか、そういったところで地域の方が参加して保育に携わっているというようなところもありますので、そうした取組というところが現状としてあります。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 それは対園児に対してですよ。保育ボランティアとか読み聞かせとか。今回の場合は1時間という単位から受け入れるわけですよ。そうすると、1時間しかいない子もいるだろうし、2時間いる子もいるだろうし、毎日全然違うメンバーが集う中で、地域連携というのはどういう形で、要は条文の中に入っているの、具体的な何か想定があるのかなあと、国のほうがあるのかなと思うんですけど、子ども同士の、子どもに対する地域連携しづらい体制、1時間ごとの保育だ。事業者が地域と連携して、逆にそういうふうに入出入りの激しい状況の中で何を提供してもらうか、何をこちらから提供するとか、連携ってどういうことになってくるのかなあって、ここが一番この中で

は引っかかって、何だろうと思ったところなんですけど、どうでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 誰でも通園制度の事業の実施に当たっての地域との連携というところで、条文にも書いてあるとおり、地域との交流に努めなければならないということで、必須項目ではないというところはあるんですけども、先ほど出てきたような保育のボランティアといったところで、職員以外にも保育を見る人を確保するとかといったところでは、協力体制ということができる場合もありますので、そういったところを想定しながらの国で定めている条文と同じような形で、市のほうでもこういった規定を用意しているところになります。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 次の第30条、事故発生の防止及び発生時の対応、そこについて発生したらどうなるという、どうするというようなことをいっぱい書いてあるんですけど、安全面です。安全面についての対策というか、そこはどの程度、決められるんだろうか。まず、安全対策をきちっと決めた上での事故が起こったらどうするということであって、そこについては、どういうふうになるんでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 事故が発生した場合の対応ということで、第30条のほうには書かれているところにはなるんですけども、その前の安全対策の御質問だったかと思います。先ほどの条例の中でも安全計画等が出てきていたところであるんですけども、まずは保育園のほうで、安全に保育ができるような体制というのは取っていかないといけないというのは、通常の保育だけでなく、一時預かり事業であったり、誰でも通園制度の中でもありますので、そういったところでちゃんと体制を整えた上で、もしも事故が発生してしまった場合は30条の規定を用いて対応していくと御理解をいただければと思います。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○武藤美砂子副委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第19号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで一段落させていただきたいと思います。午後の部は13時30分、議案第16号から審議させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時30分

○武藤美砂子副委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

(9) 議案第16号 令和7年度白井市一般会計補正予算(第8号)のうち健康福祉常任委員会が所掌する科目について

○武藤美砂子副委員長 日程第9、議案第16号 令和7年度白井市一般会計補正予算(第8号)のうち健康福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。民生費中の特別会計への繰出金を除きます。

最初に、歳出について質疑を行います。ページ数、15ページから18ページになります。3款民生費、先ほども申しましたが、特別会計の繰り出しに要する経費を除きます。項目ごとに質疑を行いたいと思います。

まず、15ページ、3款1項社会福祉費のところ、16ページの上までのところでございますでしょうか。ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 2目の障害福祉費のところ、事業番号2番の自立支援給付に要する経費は、当初に比べ、当初が17億ですけれども、相当な上がり幅だと思うんです。それで、その中身、どういふことでこのような上がり方になったのかの説明をお願いいたします。

○武藤美砂子副委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えいたします。指定障害福祉サービス費につきましては、訪問系、日中活動系、居住系、相談支援の多くのサービスがあり、お一人お一人の状態の様子を見ながらサービスを利用していただくものでございまして、大きく金額が変動するということがございます。したがって、半期の利用状況において、伸び率を掛け見込額を出し、この額を補正させていただいていると

いうところになっております。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 出し方は分かったんですけど、今回は指定障害福祉サービス費については、内訳としてどういうものが増えたんですか。

○武藤美砂子副委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。令和6年の報酬改定により、重度の方の加算など単価の増のほか、日中の活動系サービスの生活介護、就労継続支援、A型、B型の利用者の増加のほか、居住系サービスのグループホーム利用者の増加が多く見られているところでございます。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 それは手帳を交付されている人が増えているという現象が起きているのか、それとも、本当にサービスを利用する人が増えてきたという、母数は増えていないけど、サービス利用者が増えてきたということでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えいたします。柴田委員のおっしゃるところで、手帳の発行人数というところの視点で踏まえましても、増加傾向にあるのは事実だと思います。

また、先ほど申しあげましたように、重度の方の加算の件数が相次いでいるというところもございまして、人数だけではなく、お一人当たりの支給料の金額についても伸びているというような両面から来ているものと思われまます。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑ございますか。長谷川委員。

○長谷川則夫委員 その下の補装具給付費の内訳についてお願いします。

○武藤美砂子副委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えいたします。補装具給付費の積算というところでお答えさせていただきます。8月までの1か月の支出平均額が当初予算の平均額を超えたことによる補正をさせていただいているところでございます。

補装具給付費につきましては、購入と修理の2種類がありますが、特に今年度は購入が多いというところもございまして、主に車椅子等の購入の方が多かったものですので、支給額が平均を超えるというところもございましたので、補正させていただいております。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 超えた分に関しては、人数としては何人分ということになりますか。

○武藤美砂子副委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えいたします。先ほど申し上げました購入につきましては、例年50件前後の申請でございますが、伸び率が高いということで70件の見込みを踏まえているところでございます。修理につきましては、例年並みの30件前後で推移するものと考えております。

以上です。

○長谷川則夫委員 ありがとうございます。

○武藤美砂子副委員長 ありがとうございます。ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 質疑はないものと認めます。

次は、16ページの中段から18ページの中段、3款2項児童福祉費、ここで質疑ございますか。18ページの中段まで、3款2項です。

長谷川委員。

○長谷川則夫委員 17ページの障害児通所支援給付に要する経費のところ、19のところ、扶助費、障害児通所給付費、これも結構な増額になっていますので、説明をお願いします。

○武藤美砂子副委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えいたします。障害児通所給付費の扶助費のほうの増額ということについて、回答いたします。障害児通所等給付費については、受給者及び請求件数の実績が増加傾向にあり、実績を見込んだ結果、不足が見込まれるという形となっております。具体的には、今年度、市内のほうで2事業者がスタートしている保育所等訪問支援事業の件数のほうが伸びているというところもございまして、ここの給付の事業を踏まえ、伸び率を掛け、補正させていただいているところでございます。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 そうしますと増加分の件数の見込みというのはどのぐらいになっていますか。

○武藤美砂子副委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えいたします。利用件数の伸びというところで、全体の受給者数というところにも関わってくると思うんですけども、受給者数の伸び率を踏まえ、利用者数の増を見通しまして、合わせて当初予算7,242件から、見込み件数は8,172件ということで、伸びるというような推移をしております。

以上です。

○長谷川則夫委員 ありがとうございます。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑ございませんか。

石田委員。

○石田里美委員 同じく17ページ、(5)子育てのための施設等利用の給付に要する経費、この子育てのための施設というのは、どこの施設で何か所ぐらいのことを指しているんですか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 それでは、17ページの、子育てのための施設等利用給付費についてお答えをさせていただきます。

これにつきましては、2019年から始まった幼児教育保育無償化に伴う特定施設、預かり保育とか認可外の保育施設などに、利用料の無償化のために支払われる給付の制度になっておりまして、幼稚園、それから保育所、認定こども園などを利用していない、保育の必要性の認定を受けたところに子育てのための施設給付という形で無償化の給付を行うものになるんですけども、実際には幼稚園、それから、認定こども園の預かり保育であったりとか、認可外保育施設になります。

実際に、こちらは令和6年度に国、県からの補助金の返還金になってくるんですけども、施設というよりは人数でお答えしたほうが分かりやすいところになってきまして、令和5年度ですと、対象となる児童が737人いたんですけども、令和6年度においては576人という形で給付のほうを行っております。実際、毎年度、年度末まで支払いが発生してくるようなところがありまして、その支払いが滞りなくできるように一定金額、予算としては確保させていただいているところにはなるんですけども、交付決定額が1億6,643万3,400円、実績額としては1億3,853万9,056円で、差額として2,789万4,344円の返還金が生じているところになります。

市外の施設等を利用しているところがあったりしますので、今、手元に施設数というところまでは持っていないんですけども、人数のところ、想定よりも減少して返還金が生じたと御理解いただければと思います。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 それでは、次に3款3項、生活保護費、ここまで。18ページです。これだけなんですけども、質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 それでは、歳入について質疑を行います。ページ数、12ページ。

失礼しました。4款衛生費、19ページです。ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 それでは、歳入について質疑を行います。ページ数、12ページの15款国庫支出金、15款2項1目総務費国庫補助金を除きます。同じく、12ページ、16款県支出金16款2項5目消防費県補助金を除きます。

柴田委員。

○柴田圭子委員 国庫支出金15款2項国庫補助金のうちの衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチンの接種助成金が国から入っています。現状、どういう状況か、もうほとんどあまり受ける人もいなくなっているのかなと思ったら補助金が入っているので、現状の数字をお願いします。

○武藤美砂子副委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 お答えします。こちらにつきましては、令和6年度から定期接種となった新型コロナウイルス予防接種に係る接種者1人につき8,300円を国が助成交付するものとなっております。107人分の歳入がここで入ってきているものとなっております。

対象としましては、令和7年3月までの実績確定額から令和6年度内に交付された額を除く残額、令和7年度に交付されるものとなっております。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○武藤美砂子副委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第16号は原案のとおり可決されました。

(10) 議案第22号 令和7年度白井市一般会計補正予算（第9号）のうち健康福祉常任委員会が所掌する科目について

○武藤美砂子副委員長 日程第10、議案第22号 令和7年度白井市一般会計補正予算（第9号）のうち健康福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。民生費中、特別会計の繰出金を除きます。

歳出について質疑を行います。ページ数、13ページからです。3款1項社会福祉費中、社会福祉協議会運営支援に要する経費、22号です。

柴田委員。

○柴田圭子委員 事業費番号6番の社会福祉協議会運営支援給付の経費の93万2,000円なんですけど、これ、給与改定に伴うものかと思うんですけど、職員人件費に当たるのでよろしいんですね。そうすると、社会福祉協議会というのは、給与体系は市に準じていると考えていいですか。今回、市の職員の計算書式をそのまま当てはめて、この金額が出たというふうに考えていいんですか。それとも会計が違いますか。どこがこの計算の中に加わる部分なのかを確認お願いします。

○武藤美砂子副委員長 内藤社会福祉課長。

○内藤篤司社会福祉課長 お答えします。基本的には市の職員に準じているということで御理解いただければと思います。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 これ正規の、正職の職員の分と考えてよろしいですか。

○武藤美砂子副委員長 内藤社会福祉課長。

○内藤篤司社会福祉課長 お答えします。正規の職員、5.5人分となります。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 市の職員の給与との比較というのをやってみたんですけど、市の職員というのは2級とか3級とかどんどん上がっていきますよね。社協の場合は、その給与表をそのまま当てはめるといことじゃないと思うんですけど、定期的な昇給とかそういうのというのは、それも市の職員と同じように行われていますか。

○武藤美砂子副委員長 内藤社会福祉課長。

○内藤篤司社会福祉課長 お答えします。給料表につきましては、同じ給料表を使用しておりますけれども、昇給につきましては協議会の規定に基づいて行っているものです。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 分かりました。給与の改定も協議会の中で決めて、それが行われるということですか。

○武藤美砂子副委員長 内藤社会福祉課長。

○内藤篤司社会福祉課長 お答えいたします。協議会の給与規定が見直しされるということになります。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 確認ですけど、この5.5人については、内部で見直された給与に掛け算をしたもの

で、その差額が出てきているというふうを考えてよろしいですか。

○武藤美砂子副委員長 内藤社会福祉課長。

○内藤篤司社会福祉課長 委員おっしゃるとおりです。

○柴田圭子委員 分かりました。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第22号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○武藤美砂子副委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第22号は原案のとおり可決されました。

ここで席替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 1時53分

○武藤美砂子副委員長 それでは、再開いたします。

(11) 議案第23号 令和7年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）

○武藤美砂子副委員長 日程第11、議案第23号 令和7年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

まず、歳出について質疑です。8ページ、1款一般管理費から、いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 4款、特定健康診査事業費。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 よろしいですか。

次に、歳入について質疑を行います。7ページ、4款一般会計繰入金。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 よろしいでしょうか。

質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第23号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○武藤美砂子副委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第23号は原案のとおり可決されました。

(12) 議案第17号 令和7年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）

○武藤美砂子副委員長 日程第12、議案第17号 令和7年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

まず、歳出について質疑を行います。8ページ、2款保険給付費から10ページまでやります。10ページまで。

柴田委員。

○柴田圭子委員 歳出がかなり大幅に上がっているんですけど、4億3,100万円ですか、昨年度の補正とか眺めてみたんですけど、この時期にこういう大きな金額の補正はされていないので、何か特別な事情、あるいは何かがあったのか、全体で伺いたいと思います。

○武藤美砂子副委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 お答えいたします。今回の補正予算につきましては、2款の保険給付費の補正が主なものとなっております。議員がおっしゃっていただきましたとおり、補正額については、4億3,193万円となっております、非常に例年になく大きな金額となっております。

理由としましては、何か特別な事情があつてというものではないのですが、まず、当初予算の積算については、6年度の10月までの実績を基に、決算見込額により積算しておりますが、本年4月から

8月までの給付実績を踏まえますと、予算に不足が生じる見込みとなりましたので、8月までの実績による不足とする額を積算し、補正したものとなっております。

保険給付費額につきましては、非常に予算の規模が大きく、その年や、その月によって大きく変動がございまして、例を挙げますと、2項5目地域密着型介護予防サービス給付費の中で、介護予防、認知症対応型共同生活介護というものがあるんですが、これについては給付が1名発生したことで、昨年度までゼロだった本経費が年間300万円のプラスとなっております、利用するサービスの種類が1名変わるだけで、これだけサービス費に年間数十万円から数百万円の増加が生じるようなものとなっております。

認定者数というものが基本ではあるのですが、これは増加傾向にあるんですが、認定者数が増加すると、そのまま給付費の増加につながるというのではなく、利用するサービスの種類によって大きく変動がありますので、7年度の当初予算計上に当たっては、過大な予算計上とならないように、6年度の給付実績を重視して計上したところになります。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 主に保険給付費、サービスの中身が一つちょっと変わると物すごく大きく変わるんだという御説明をいただきました。

そうしましたら、大きい金額かなと思う居宅介護のサービスなんかは、これは件数よりもサービスの内容で大きく変わっているということになるのでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 件数につきましても、増加はしております。ただ、それが比例して、その給付費額が大きくなっているというわけではないというところになります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 内訳をくださいというつもりはないですけども、分かるようなものをいただけるとありがたいんですけど。

○武藤美砂子副委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 居宅介護サービス、施設介護サービスが今回、ほとんどの部分の補正になるんですけど、上半期の執行状況だけでは理由がつかなく、認定者数や特に増額になったサービスは何かというところで申し上げますと、居宅介護サービス費が1款1項1目につきましては、対前年度の伸び率が大きいものとして、一つは、短期入所療養介護というものがあります。こちらは前年比が82.8%増となっております。件数で言いますと32件増で、約147万円の増となります。こちらについては、7年の4月から8月までと、令和6年の4月から8月までの実績で比較したものとなっております。今の比較したものが、短期入所療養介護については、前年比82.8%増となっております。

もう一つ、訪問入浴介護、こちらにつきましては、前年比が40.8%の増となっております。件数で

言いますと、34件の増、金額で言いますと、約264万円増となっております。

そして、対前年度の金額が大きいものにつきましては、一つが短期入所生活介護、こちらが前年比約1,706万円の増、件数で言いますと78件の増で、率で言いますと20.3%増となっております。

もう一つ、訪問介護のほうが前年比、失礼しました、訪問看護、こちらが前年比約1,661万円の増、件数で言いますと302件の増、率で言いますと38.1%の増となっております。

施設介護サービス費、1款1項2目のほうで言いますと、対前年度の伸び率が大きいものについては、一つが介護老人保健施設サービス、こちらが前年比11.7%増、件数で57件の増、約2,409万円の増となっております。2つ目が、介護医療院サービス、前年度比が4.9%の増、件数で言いますと1件増で、約38万円の増となっております。

もう一つの理由として、対前年度の金額が大きいもの、こちらについても、一つは、介護老人保健施設、これが前年度比約2,409万円の増、件数で57件の増、率で言いますと11.7%増、もう一つは、介護老人福祉施設、こちらは前年度比1,435万円の増、件数で言いますと24件の増で、率で言いますと4.6%の増になります。

例を挙げますとこのような形になります。以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 結構、細かく分かりやすく説明ありがとうございました。

今朝も新聞に出ていたんですけど、訪問介護事業者の倒産数が今までの中で最大になったということが出ています。居宅介護サービスとか今、幾つか言っていたサービスなんですけど、訪問事業者の不足、担い手不足などのあおりを受け、サービスの給付に支障を来しているというような事例はないですか。状況としては、大丈夫ですか。

○武藤美砂子副委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 今、議員がおっしゃった事例というのは、こちらのほうでは把握してないところですよ。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 次に、歳入について質疑を行います。7ページ3款国庫支出金について。よろしいですか。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○武藤美砂子副委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第17号は原案のとおり可決されました。

(13) 議案第24号 令和7年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第3号）

○武藤美砂子副委員長 日程第13、議案第24号 令和7年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

まず、歳出について、質疑をお願いします。

9ページ、1款1款、総務管理費から。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 次に、歳入について質疑を行います。

7ページ、3款国庫支出金、質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○武藤美砂子副委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第24号は原案のとおり可決されました。

(14) 議案第25号 令和7年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○武藤美砂子副委員長 日程第14、議案第25号 令和7年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号)を議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。  
まず、歳出について、質疑を行います。

8ページ、1款一般管理費。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 次に、歳入について質疑を行います。

7ページ、2款事務費繰入金。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第25号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○武藤美砂子副委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第25号は原案のとおり可決されました。

(15) 閉会中の継続調査について

○武藤美砂子副委員長 日程第15、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査を申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で本日の日程は終了しました。

よって、健康福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 2時09分